

香川県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第62号

香川県都市公園規則の一部を改正する規則

香川県都市公園規則（昭和39年香川県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理の委任) 第26条 略</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p><u>(12) 条例別表第2の4の表に規定する規則で定める額を定めること。</u></p> <p><u>(13)～(17)</u> 略</p>	<p>(管理の委任) 第26条 総合運動公園及び丸亀競技場に係る次に掲げる権限は、香川県教育委員会に委任する。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p><u>(12)～(16)</u> 略</p>

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。